

運行管理者指導講習手数料助成

1. 事業趣旨

運行管理者が、運行管理の実務や関係法令、安全の確保に必要な管理手法等を習得し、運行管理業務に活用することにより、日々の安全運行を確保する。

2. 助成対象となる運行管理者等及び指導講習

(1) 運行管理者等

ア 自社（兵庫県内の事業所）で選任されている運行管理者及び補助者とする。

(2) 指導講習

ア 一般講習

イ 基礎講習

3. 手数料の助成及び上限

手数料は、指定機関が兵ト協に請求し、兵ト協が指定機関に支払う。

なお、現金等で支払った領収書等をもっての会員からの請求は対象としない。

手数料の上限は「独立行政法人 自動車事故対策機構」の定める指導講習手数料とし、1名につき各種1回限りとする。

4. 申込方法

各指定機関が指定する申込方法による。

5. 助成対象となる指定機関、問い合わせ先

・独立行政法人 自動車事故対策機構 兵庫支所	TEL.078-271-7601
・独立行政法人 自動車事故対策機構 大阪主管支所	TEL.06-6942-2804
・網干自動車教習所（網干総合教育センター）	TEL.079-274-1839
・梅田運輸倉庫 株式会社	TEL.06-6458-3012
・春日自動車教習所	TEL.0120-320-401
・淡陽自動車教習所	TEL.0120-802-447
・はりま自動車教習所	TEL.079-448-5100
・兵庫県タクシー事業協同組合（兵協安全支援センター）	TEL.078-855-7565
・ヤマト・スタッフ・サプライ 株式会社	TEL.06-6613-1800

※兵庫県内で開催される講習に限ります。（自動車事故対策機構 大阪主管支所は対象外）

6. 申請受付期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

ただし、助成金が予算額に達した場合はその時点で締め切りとする。

7. 問い合わせ先

(一社) 兵庫県トラック協会 業務部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町 2-4-27 TEL：078-882-5556